令和５年度広島市中小企業融資制度

新 分 野 進 出 支 援 融 資

広島市では、市内中小企業者等の皆様の新たな事業分野への進出や高付加価値化等を促進するため、「新分野進出支援融資」を設けています。

※暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有している方は、ご利用できません。

ご　利　用 いただける方	市内に事業所を有し、１年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、次のいずれかに該当するもの ア　現在行っている分野と異なる分野へ進出し、事業多角化・事業転換を行おうとするもの イ　新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他による新たな事業活動を行おうとするもの
資　金　使　途	運転資金・設備資金
融資限度額	１億円以内（うち運転資金は５，０００万円以内）
融　資　期　間	運転資金　１０年以内（うち据置１年以内） 設備資金　１０年以内（うち据置３年以内）
融　資　利　率	年１．４％以下
信　用　保　証	原則として保証付き（保証料率は保証協会の定めによる。）
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
融資手続等	次の書類を添付して、取扱金融機関へ申込をしてください。 １　「新分野進出支援融資承認申請書」２部 ２　法人・個人：市内における事業活動の実態が確認できる登記や納税証明書等 　　組合：定款 ３　最近の１期分の決算書又は確定申告書の写し ４　許認可証等の写し（許認可等を要する業種のみ） ５　資金使途がわかるもの（契約書、見積書、仕様書等） ６　「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」
問い合わせ先	広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課　☎（０８２）５０４－２２４１ （公財）広島市産業振興センター中小企業支援センター　☎（０８２）２７８－８０３２

※融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。